

第五十五回国会
衆議院
外務委員会

議 録 第 十 六 号

昭和四十二年六月三十日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事 小泉 純也君

理事 野田 武夫君

理事 堂森 芳夫君

青木 正久君

中山 榮一君

山口 敏夫君

久保田鶴松君

戸叶 里子君

谷口善太郎君

出席國務大臣

外務大臣 三木 武夫君

労働大臣 早川 崇君

出席政府委員

外務政務次官 田中 榮一君

外務省北米局長 東郷 文彦君

外務省経済局長 鶴見 清彦君

外務省条約局長 藤崎 萬里君

外務省國際連合局長 服部 五郎君

労働大臣官房長 辻 英雄君

労働省労働基準局長 村上 茂利君

労働省婦人少年局長 高橋 展子君

委員外の出席者

總理府特別地域連絡局監理渡航課長 守谷 道夫君

外務大臣官房審議官 山下 重明君

外務大臣官房旅券課長 内藤 武君

外務省条約局外務参事官 高島 益郎君

大藏省関税局関税調査官 宗 知武君
専門員 吉田 賢吉君

六月二十九日

委員川上實一君辭任につき、その補欠として谷口善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員猪俣浩三君辭任につき、その補欠として下平正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として猪俣浩三君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十八日

ベトナム戦争反対等に関する請願(松本善明君紹介)(第一九一八号)

同日

ベトナム戦争及び原子力潜水艦寄港反対に関する請願(広沢賢一君紹介)(第二〇二八号)

同日

本日(六月二十八日)の會議に付した案件

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国間の第三確認書の締結について承認を求めるの件(条約第一九号)

旅券法の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

○福田委員長 これより會議を開きます。

同一価値の労働についての男女労働者に対する

同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件を議題とし、質疑に入ります。

戸叶里子君。

○戸叶委員 ただいま議題になりました。ILO百号条約につきまして、二、三質問をしたいと思います。

この提案理由の説明によりますと、「一九六八年は國際連合の定める國際人權年の年に当たるので、この条約を締結することは時宜に適したものであります」ということを述べております。私も

そう思いますけれども、同時に、この条約を含まれて、以上の趣旨のことがILOより勧告されたのではないかと、これだけが勧告されたのかどうかをま

ず伺いたいと思います。

○辻(英)政府委員 ただいま先生の御指摘がございましたように、昨年の秋にILOのモース事務

総長から書簡がございまして、一九六八年が國際人權年に当たるので、人權に關係の深い幾つかの

条約をできるだけ批准してもらうように希望する、こういうことを申し上げてまいっております。その

条約の内容をいたしましては、先生が御指摘になりましたように、ただいま御審議を願っております

男女同一賃金に関する百号条約のほか、強制労働に関する二十九号条約、強制的労働の廃止に

関する百五号条約、結社の自由及び団体交渉権に関する八十七号条約、団結権及び団体交渉

権に関する九十八号条約、それから農業の結社権に関する十一号条約、それから雇用及び職業に

関する差別待遇の禁止に関する百十一号条約、それからただいま御審議いたしております男女同

一賃金に関する百号条約、以上七つでございます。

○戸叶委員 いま御説明がありましたように、七つの条約の批准をこの際にするようにというので

勧告があったわけでございます。そこで、私ども

といたしましたならば、ちょうどいいときでもあり、勧告があったときでもございまして、その

条約を出しになるのが当然ではないかというよう

なことを考えるわけでございます。先ごろ本

會議におきましても同僚議員が百五号条約を国会に出すべきではないかという質問をされた

わけでございますけれども、どうして全部お出しにならないか、一つだけお出しになった理由

は、どういふところにあるかをまずお伺いしたい。

○辻(英)政府委員 私どもといたしましては、ILO条約全般につきましてILOに加盟をいたし、これに協力をいたすたてまえでござい

ますので、できる限り可能なものは批准をするように逐次進めてまいりたい、こういうことで今日まで参りまして、二十五の条約を批准いたしてお

りでございます。

ただいま御指摘のございました条約等を含めま

す。

○戸叶委員 せっかく六つおっしゃったのですから、七つ、ついでにおっしゃってください。

○辻(英)政府委員 どれを申し落としましたか、ちよつと失念いたしました、もう一度申させて

いただきます。

強制労働に関する二十九号条約、強制的労働の廃止に関する百五号条約、結社の自由及び団体交渉権に関する八十七号条約、団結権及び団体交渉権に関する九十八号条約、それから農業の結社権に関する十一号条約、それから雇用及び職業に

関する差別待遇の禁止に関する百十一号条約、それからただいま御審議いたしております男女同

一賃金に関する百号条約、以上七つでございます。

○戸叶委員 そうしますと、この百号条約をも含めまして六条約の批准を求められてきているわけですか。勧告があったわけですか。

○辻(英)政府委員 七つでございます。私あるいは申し落としましたかもしれませんが、七つでございます。

して、条約の中には、率直に申しまして、わが国の法律との関係が、できて間もないため、その他いろいろの事情がございまして、内容的に正確に理解しにくい問題を含んだものがあつたわけでございます。

それからもう一つは、たとえば四十時間条約というふうなものもございまして、現在の日本の現状から見まして比較的早い時期に取り上げることが困難なもので、こういうものもございまして、それらを含めまして、常々検討しておるわけでございまして。御指摘のございました今回のモース事務総長から批准の希望の述べられました条約につきましては、なおいろいろ検討はいたしておるわけでございまして、この百号条約につきましては、提案理由にも書いておられますように、最近の日本の雇用労働事情、特に女子の雇用労働者の数の増大あるいは社会的な比重の増大というふうなこともありまして、今日の社会の現状から見て、これを取り上げるという意義が積極的にもあることだし、法律的にもわが国が批准することが可能である、こういうことをあわせて、百号条約を批准するというのを政府として決定し御提案を申し上げた、こういう経過でございます。

○戸叶委員 いまの御答弁を伺っておりますと、七つの条約の勧告を受けたけれども、それらの条約をまだ検討してみないと国内法といろいろな関連もあるから、そういう問題をとり除いた上でやろうとする、百号条約だけは働く女性も多くなってきたのだからやるとおっしゃるのだけれども、私はこの条約が批准されるということは、結論的には全国の働く女性にとつてたいへん喜ばしいことだと思ひます。思ひますけれども、それについては私は二つの疑問を持たざるを得ないと思ひます。

その二つの疑問というのは、第一は、いま御説明がありましたけれども、この条約だけを国会に提出したということが何か割り切れないものがあります。なぜならば、これからあとで内容について

て言いますが、今日の実態について申し上げていきたいと思ひますので、割り切れない理由の一つはわかつていただけたと思ひますけれども、ただ割り切れないというもののの中には、官公労ではこういうことはやれるけれども、民間のほうでは実際に内面的にまだ男女同一労働同一賃金はやつていない。何とか行政的指導でやれるという見通しをお立てになつたのでおやりになつたかどうか。これが第一です。第二の問題は、この労働基準法の第四條は同一労働同一賃金というものでございまして、これはもう決定されてからすでに二十年を経過しております。労働基準法が通つたのは一九四七年ですが、四七年以来相当の日時を経過いたしておりますし、それからまた国家公務員法の第二十七條もこの趣旨が規定されておるわけでございまして、これらはいずれも国内法であるわけで、このように国内法が規定されておいて、そして、そういう面から言ふならば、この条約はもっと早く批准されてもよかつたのではないかと。いまおっしゃるような答弁から判断いたしますと、もっと早く批准されてよかつたんじゃないか。今まではつておいたのが、いまの御答弁とは矛盾するやうな感じがいたしますので、この点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○辻(英)政府委員 この男女同一賃金に関する条約ができたのは昭和二十六年でございます。わが国が戦時中ILOから脱退をいたしましたので正式に再加盟いたします以前のことでございます。ILOに再加盟いたしました以降、先生のおっしゃいますように、あるいは先ほど申しましたやうに、できます条約はできるだけ批准するやうな方向で検討をいたしたということも臨んでおりますが、当初再加盟したときに、それ以前にできた条約のうちでもおまもの、基本的なものを批准してほしいというILOの非公式な意向もあったわけでありまして。例をあげますならば、労働基準監督に関する条約、職業安定組織に関する条約、団結権の基本に関する条約、こういうふうなこと

がございまして、逐次それを進めてまいつたわけでございます。したがひまして、別に特にあとに回したということではございませんが、そういう問題に時間をとりまして今日にまで及んだ。ところが、先ほど申しましたやうに、ただいまにおける女子雇用の実態、婦人の労働の近代化の必要というやうな社会的情勢の中でこの条約を取り上げますことが意義があるという判断をいたしまして、今回批准承認をお願いした、かような経緯でございます。

なお労働基準法との関係につきましては、労働基準局のほうから詳細は答えを申し上げますが、労働基準法ができたのは昭和二十二年でございます。二十二年にございまして、ただいまでは約二十年近くたつております。所掲の基準法の第四條の規定につきましては、施行当初よりこれは労働基準局並びに婦人少年局がその趣旨の徹底ないし法の施行に長年努力してまいつておりまして、こまかい数字はただいま私存じませんが、その考え方というものはおおむね徹底をしておいております。ただ、おっしゃいますやうに、なお不十分な点があるのではないかと。この点もございまして、この条約を批准していただきます契機に、私どもとしましてさらさらという問題に積極的な力を入れてやつてまいりたい、かやうに考えておる次第でございます。

○戸叶委員 法律というものは守られなければならぬと思ひます。それが国内法だけでなく、条約を批准するといふことになりまして、国際的にも責任を持たなければなりません。そういう意味で、やはりもしもそれに抵触するやうなことがあれば非常に問題を残すわけでございまして。いまの御答弁を伺つておると、非常に長い間、法律ではきめてあつたけれども、いろいろな問題の調整で今日まで批准をできなかったといふやうなことであり、女子雇用の実態を考慮して批准を延ばしたといふこととございまして、それではその間に一体どんなことを具体的にやりましたか、一、二の例をあげておっしゃつていただきました。

と思ひます。

○辻(英)政府委員 労働基準法が施行されて以来、私ども、御承知の労働基準監督制度によりまして監督をいたしております。その経過におきまして、まず違反がありますものを発見したものは、嚴重に是正の勧告をいたしますとともに、特に悪質なものにはこれは司法事件として取り扱う。こういうことを二十年間いたしてまいつております。もしその数字等につきまして御必要があれば、基準局から申し上げます。それから婦人少年局のほうではしばしば婦人週間等の機会をとらえて、男女同一労働同一賃金の問題を取り上げまして、これに対する講習会、講演会あるいはパンフレット、リーフレットの作成その他PRにつとめるといふやうなことをやつてまいつております。例示的に申し上げますならば、そのやうに今日までやつてまいつておりますので、大筋といたしましては、正直申し上げて、全国に一つも違反がないというやうなところまでは申し上げかねると思ひますけれども、この法律の規定の趣旨は十分徹底もいたし、かつまた違反といふものがありまして、決してあることがないといふこととございませぬ。さらに嚴重な処置をしてまいらなければならぬと思ひますけれども、おおむねは適正に施行される段階に来ておるといふやうに考えておる次第でございます。

○戸叶委員 いま違反の問題等が出ましたが、時間を省く意味で、労働基準局のほうにはあとからお伺いすることにして、これだけのことをまとめたいと思ひます。労働基準法施行以来今日まで第四條の適用をめぐる違反の件数、送検件数、起訴件数それから有罪判決件数などがどのくらいになつてゐるか調べて、あとで答えを願ひたいと思ひます。そこで、いまの続きでございまして、大筋のところは、大体この条約にも抵触するやうなことは、国内法でいつても男女同一労働同一賃金は守られてゐる、こういうふうなおことばでございしました。私も実はそうあつてほしいといふこと

を心から願っておりますけれども、なかなかあちこちで調べた統計を見ても、実際問題として、ことに民間企業等それが実際に行なわれておらない例がたくさんあるわけです。そこで、資料としても差しあげましたが、労働大臣もなかなか読みになるおひまもないと思いますので、今後それに対するいろいろな行政指導もやっていたかなければなりませんから、参考までに、どういふふうな差がつけられているかというふうなことをお耳に入れておきたいと思ひます。そうして、それをどうしていただくかというのを考えておいていただきたいと思います。

大臣、いま男女の初任給から格差をつけております企業が全国で約四〇％あるといわれております。最近では弱年労働の不足などもありまして、初任給は相対的に上げられて、その格差も縮小されてはおりますけれども、しかし全国平均の新規卒業者の初任給の男女格差というものをみますと、はつきりと数字が出ております。たとえば高校卒で男子が一万六千四百三十円、女子が一万五千六百七十円と七百六十円の差がつけられています。あるいはまた短大が一万八千三百六十円、一万七千八百四十円と五百五十円の差がつけられています。大学卒で二万二千九百八十円、二万一千七百四十円で、千二百四十円の差がつけられております。規模別で見ましても、五百人以上のところでは、高校卒で七百二十円の差がつけられ、大学卒で千三百七十円の差がつけられています。百人以上四百九十人までのところで、高校卒で七百円、短大卒で千七十円、大学卒で千三百三十円というふうな差がつけられ、またそれより少し小規模のところでは、中学卒で四百十円、高校卒で四百八十円、短大卒で千三百円、大学卒で五百九十円というふうな差がつけられているわけでございます。また、この男女賃金差というものは、規模が三十人以上で、男子を百としますと女子は大体四七・八％だ、こういうことがいわれておりますけれども、こういう差額というものをどういふふうにお考えになるか、大臣にお伺いしたいと思います。

〇早川國務大臣 先生の御指摘になりました初任給の差というものは、平均の数字だろうと思つております。同じ会社で同じ仕事の場合に、現在、高等学校出、中学校出を差別いたしますと、男女の労働基準法第四條の違反になります。そういう意味での初任給の格差というのはほとんどございせん。ただ、全国平均で、いろいろな職務、職種によるいろいろな差というものを平均すると、あるいはそういうことにならうかと存じますが、それにいたしまして、いまILO百号条約というものを批准することによりまして、そういう格差は急速に縮まっていくものと期待をいたしております。

〇戸叶委員 労働大臣のおことば、私はすなおに受け取りたいのですけれども、これは批准したからといって、決してあまり狭まらぬのではなからうか、よほどの努力をしていただき、よほどの指導をしていただかなければ、こういう問題は解決しないと思ひます。むしろ女性に対してのこのごろまた少し昔に帰ってきたような空気がありますから、そういうところから見ると、ほつておけばもつともつとその格差がつくのではないかというものを働いておる婦人たちは非常に心配をいたしております。そういうことを御留意願いたしたいと思います。やはりこういうことはよく知つておいていただかないといけません。さらに年齢階層別の賃金格差というものをみますと、男子を一〇〇としますと、女子は九六・五％であつたのが、いろいろ年齢が高くなればなるほど、男子に比べて女子のほうの比率というものは低くなつておるわけですね。年齢層が高くなればなるほど圧迫を加へられておる、こういう数字もここにあるわけですね。ここにその数字がありますので、ちょっと御参考までに申し上げますと、十八歳から十九歳までは、男子を一〇〇といたしますと女子の場合には八三・一％であつたのが、二十歳から二十四歳になると七一・五％、二十五歳から二十九歳になると六一・一％、三十歳から三十四歳になると五三・五％、三十五歳から三十九歳になると四七・

九％、四十歳から四十九歳になると四一・五％、五十歳から五十九歳になると四三・二％、六十歳以上になると五二・六％というように、たいへん差が出てくるわけでございます。しかも、わが国の女子労働者の大多数は製造業に集中しておりますけれども、その製造業でさえも、女子の給与総額といふものは男子に対して約四四・七％ということがいわれておるわけです。製造業の中でも比較的高いものはたばこ産業に従事しておる人ですけれども、それでも男子が五万九千六百七十円のときに女子は三万九千八百八十四円、こういうふうな差がついておるわけでございます。ほかの製造業についておる人たちの場合には、差が非常に多くなつてきております。こういうふうな統計が示されておりますし、規模別におきましては差がついておるわけでございますが、こういうことも婦人少年局長はいろいろの数字を通しておそれなく御存じだと思ひます。大臣はそこまで御存じでないと思ひますけれども、その点はどういふふうにお思ひになるかということ、それからこういう問題、やはり条約を批准するにあつては当然排除されなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えいただけますか、この点についてどういふふうにお考えになりますか、またどういふ御努力をされようとお考えになりますか、と思ひます。

〇早川國務大臣 これは日本の政治、社会全般の問題に関係いたすわけでございます。長年にわたつて日本では男に比べて女子の地位というものは、男尊女卑という封建的な残滓が残つております。たとえば、長野県でしたか、山梨県でしたか、女子を校長にしようというのが教育委員会では困るという例がございます。女子ばかりの先生では困るという例でございます。また、労働組合自体をとりましたも、総評の例をとりまして、組合員の三分の一は女子労働者でございます。ところが総評の副議長にも婦人がなれない。いわんや書記長にもなれない。私は、岩井君や堀井君に、組合自体も女子労働者というものを軽く見ておるんじゃないか、今度の総評大会ではひとつ副議長さんくらいには、婦人を副議長さんにされたらどうですかとアドバイスをしたような実態でございます。そういう状態でございまして、会社その他におきましても、意識、無意識にかかわらず、同じ能力、同じ学歴、同じ労働価値に對しても、知らず知らず男女を差別するという傾向があるわけでございます。労働基準局が労働基準法第四條違反を摘発いたしました件数を具体的に調べてみますと、雇用主はそういう基準法第四條を知らなかつた、同じ高校出で初任給の差をつけまして、いや、そんなことが基準法にあらうかということ、善意の差別待遇。それから基準法第四條の違反は非常に多いのですが、超過勤務に対する手当の支給で男女に差をつけるという違反が非常に多い。こういうのも、要するに悪意とはとれない。いわゆる社会習慣による差別というものがたいへん多いわけでございます。したがつて、戸叶先生の御指摘のように、あらゆる面で同一価値労働の男女同一賃金ということを助長していくのは、その条約を批准したから、法律ができたからといって直ちにできるほど簡単なものではなかつたかと思つておるわけでございます。ただ、御指摘の数字でございますが、初任給はほとんど変わらなくなつてきましたことはお認め願ふらうじゃないか、中卒、高卒――ただ、年がいくに従ひまして、勤続年数が違つてまい、それが職種が違つてまいというふうなことで、年が経るとともに差ができてきておることこれは事実でございます。しかし、これが労働基準法第四條に違反するかどうかという、日本の賃金体系が学歴あるいは勤続年数、それに職種による差というものを認めております。これは法律の違反にはならないわけでございます。形式的には違反じゃない。しかし、先ほど私が申し上げましたように、意識、無意識な差別、低く見るというあらわれもあることは、直観的に言えることではないだらうか。そういう意味で、今回基準法第四條に加ふるにILO百号というものが国会で御批准されますことを機会にいたしまして、婦人の人権を高め、また

同一価値労働同一報酬という一つの風潮を日本国内に大いに普及していく。特に労働力不足でございすので、そういう社会的有利な背景もございすから、そういう宣言的あるいは啓蒙的、人権宣言的な非常に大きい価値がこの百号批准にあろうかと思うわけでございす。御指摘のように直ちに即効的に先生の御期待のようになるというよりも、ひとつこういう機会に粘り強く社会全般の風潮として盛り上げてまいりたい、こういう気持ちでございすので、そういう面でもひとつ御鞭撻を賜わりたいと思つております。

○戸叶委員 労働大臣はたいへんに御理解があるようにございすので、必ず何かしていただけたらうとは思ひますけれども、ただおことばの中で気になりますことは、やはり企業の中には昔の習慣がそのまま残つていたところがあつて、そういうふうな基準法の第四条みたいなのがあつたんですかというふうに、知らないうちに差別をつけていたような場合もあつたというお話もございす。私はそうだろうと思ひます。そういうところがあつたと思ひますし、まだなきにしもあらずと思ふこともあるわけです。ですから、そういうことはやはりこまかく指導をしていただいて、そういうところがないうようにぜひしていただきたいということが一つでございす。

それから、労働大臣のお役所には、婦人少年局長も婦人でございすし、婦人課長もいらつしやいます。なかなかけつこうでございすけれども、ほかの官庁を見ますと、おそらく役付なんかをさせるにはたいへんな抵抗です。地方なんかの役所で婦人を係長にするなんという事になりますと、まだまだ非常な抵抗がある。こういうことがありまして、何かの理由をつけてそこに昇給をさせないというような例も多々あるところでございす。あるいはまた自治労などの統計を見てみますと、やはり自治体などの婦人というのはわりあいインテリの人で働いていらつしやう、統計から見ましても相当長い間働いていらつしやう、普通の全産業の平均が女子で二十八・一歳でも、

自治体に働いていらつしやう人たちはやはり平均年齢が三十二歳ぐらいであり、勤続年数も三・九年ぐらいが普通ですが、それが七・八年というふうなたいへん高い。婦人で職業を腰かけ的に考えないという人たちが、地方自治体、役場とかあるいは県庁とかというところに働いていらつしやう。こういうふうな例から見ましても、そういうところはいくほど案外いろんな圧力がかかつてきております。たとえば、結婚すればおやめなさいとか、子供ができたおやめなさいとか、あるいは若年定年というふうな、こういういろいろな問題が出てくるわけでございまして、労働大臣が、総評で婦人の副議長をつくりなさいとおっしゃる前に、していただかなければならぬ問題がずいぶんあるのじゃないかというのを考えますので、私もそういうことは賛成ですけれども、その前にもっと根本的な問題で解決をしていただかなければならぬ問題をぜひ解決していただきたい。先ほどおっしゃいました職種とかあるいはまた勤続年限とか、それから学歴とかいうもので賃金の差がつくというところは、これは当然だと思ひますし、そういうことは私も知つております。ただ、同一労働同一賃金という立場から見まして、さつき申し上げましたような統計が明らかにあるわけなんです。民間産業などにおきまして、ことに小さいところなんかにおいてはあるわけですから、そういうお気づきにならないところも、この機会に、ちよいどいい機会ですから手を入れていただきたい、見ていただきたい、こういうことが私の言わんとするところです。

そのことが一つと、さらにもう一つは、この際はつきりさせておいていただきたいのは、私はあんまりこの委員会でも多くの例をあげて申し上げませんけれども、たとえば官庁などにおいての退職金とあるいは男子と差別をつけて早くやめさせるというふうな問題、結婚によつてやめさせるというふうな問題、こういうふうな問題について一体どういふふうにお考えになり、どういふふうな行政指導をおやりになるか、またその範囲は

どのくらいできるかということをお願いしたいと思ひます。

○高橋(展)政府委員 定年あるいは退職金に際しまして男女の年齢差別を設ける、あるいはその条件に差別を設けるといふような例につきましては、主として婦人少年局のほうでその事例を把握するようにつとめております。また、そのような実情が発見されました際、あるいは相談を受けたというふうな際は、これは何と申しまして男女の平等という立場から望ましいこととございませんで、これを是正、改善しますように行政指導を行なつていらつしやうでございす。婦人少年局の直接の出先でございす婦人少年室を通じて、また指導をする、このようなやり方を行なうとともに、一般的な啓発活動によりまして、これらの差別の基礎をなしておりますところの女性労働者といふた考え方の改善にもつとめていらつしやうでございす。

○戸叶委員 婦人少年局長の意のあるところはわかりますけれども、さらにいままでも申し上げましたようなことを大臣もよくおわかりですから、積極的な進言されて、解決をしていただきたいということがお願いでございす。

そこで、先ほど、賃金の差がいろいろな形で行なわれてもそれはしかたがない、たとえば年功序列あるいは学歴等でおつちやつたんですけれども、こういうことも考えられるのじゃないか。たとえば、同じ高校卒をとりましても、女子のほうがある程度職種の差をつけておいて、それを固定化させていらつしやう。低賃金で固定化させていらつしやう。そうすると理屈上は合うんですけど、ちよつと仕事の差をつけておいて、そしてこれは仕事が違うのだから、職種が違うのだから、これは同一賃金はあがられませんかと言つて、ほとんど内容は同じだといふような場合で、いままで低い標準で固定化されていらつしやう面がございすので、こういう面でもどうぞお気づけになります。そういうことは絶対

にないといふふうには大臣言ひ切れませんが、私は言ひ切れないのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○早川國務大臣 戸叶先生の御承知のように、日本は、学歴、年功序列型賃金といふ欧米諸国では見られない一つの賃金体系をとつております。したがつて、能率給、職能給、能力次第といふ欧米型の賃金でございせんので、最近は大企業は、単に年功から賃金が上がるというのを是正して、職能給、能力給に移行しつつあるものでございす。でも、そのILO百号条約といふものは、そういうものを背景にして、それを前提とした条約でございすので、そこに若干の日本の賃金体系とのアダプトといひますか、適用という問題に今後の問題があるかと存じます。しかしながら、企業者は、そういう先生の言われるような無意識の人事管理を人事部あたりではやっておると思ひますが、同時に御婦人の方がいふゆる、一生、あるいは、一生でなくとも、この職業に打ち込むといふことでなく、いわゆる腰かけの気分の婦人雇用者も非常に多いといふ実情をも反映いたしておるわけでございす。労働省の局長、課長以下、結婚されましたもその職種に打ち込んでおるというふうな姿の婦人雇用者、勤労者であれば、これは問題はないんでありますけれども、各会社の実情を見ておられますと、結婚までの社会見学だといふようなお気持ちの方も非常に多いわけでありまして、残念ながら、そういう人の中には非常にだいいな管理職の職種というものはちよつと首をかしげるというふうな実情もあることは、ひとつ御理解賜りたいと思つてございす。しかしながら、官庁のほうに進んでまいりまして、先般電電公社で三カ所ほど婦人の局長さん、婦人だけの郵便局というものが生まれつてございす。先般申しましたように、校長さん以下婦人である——これは山梨県でしたか、教育委員会が反対しまして、うまくいかなかったのは残念ですけれども、また、婦人でなければできない職種というものがございす。たとえばパンチャードとか、あるい

は、繊維の労働者だとか、あるいは看護婦さんとか、そういうものは婦人でなければならぬかとまらぬ。ですから、これは一つの――先般労働省で、「婦人に適した百の職業」という本を発行いたしました。先生方にもお配りしていると思ひますけれども、いわゆる婦人というものは、何というか、一番単純な、簡単な、あるいは重要なポストにという観念は逐次変わってきつた。人手がますます不足してきますから、ますますそれが正されていく。しかしこれには、婦人の労働者あるいはサラリーマンという方自身のお心がいまも変えていただかなければならぬ。アメリカみたいにレディー・ファーストで婦人が非常に強いという社会になるのは、たいへんひまがかかるし、必ずしもいいとは思ひませんけれども、そういう前向きな変化は、各企業、官庁、率先いたしまして、出てきておる。そういうときにILO百号の批准というものはたいへん意義があるものと私は思っております。

○戸叶委員 私はILO百号を批准することは、意義がないというのじゃないのですけれども、いまのようないろいろな問題を、いい機会ですから、積極的に解決していただきたいという意味でこのことを指摘しているのですから、その点おわかりいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、最近の婦人たちの中には、やはり腰かけのでなくて、いろいろ自分の生涯の仕事としてやりたいという気持ちを持っておりまして、なかなかそういう機会に恵まれない、あるいは社会がそれを許さないというような場合もある婦人で、やれるし、また生涯自分がこのことに打ち込んでいきたいというのを考えても、やれないというのを排除する意味においても、国内ではそれほどの差別がいまないのであるに労働省ではおっしゃるかもしれませんが、まだまだあるわけでございます。さらに百号条約を批准して、それをもっと効果あらしむるために、ぜひ私は百一十号条約の職業、雇用の差別の廃止とい

うものも批准をしていただきたいというふうに考へるわけですが、この条約は、先ほどの御説明にもありましたように、ILOから勧告された七つの中の一つとしてあるわけですが、したがって、私どもとしては百号条約に並列して百一十号条約というものも批准するように、この国会に出していただくかと思ひますけれども、一体これを近くお出しになる御意思があらになるかどうかを、労働大臣とそれから外務省のほうの両方に伺いたいと思ひます。

○辻(英)政府委員 初めに私から事務的に御説明をさせていただきます。

御承知のように、ただいま御指摘ございました雇用、職業の差別待遇に関する百一十号条約、内容は職業訓練を受けること、雇用されること、個人の職業につくこと及び雇用の条件について、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身を理由とする差別待遇の廃止をする、こういう条約でございます。わが国におきましても、御承知のように、憲法第十四条に、「法の下に平等」というのを一般的にうたてております。また、労働関係法規におきましても、労働基準法の第三条では、労働者の国籍、信条、社会的身分を理由とする差別扱いをしてはならぬ、こういうふうに書いておるわけでございます。正確に比較をいたしますと、たとえば人種とか皮膚の色とかその他国民的出身とか、そういうことを、具体的には基準法の中には書いておらないわけでございます。このことは、もとよりそういうことをやっつてよろしいとかという趣旨ではないことは御承知のとおりでございますが、そういう積極的な規定が欠けておる。たとえば――なお事務的なこととで恐縮でございますが、職業安定法でも、職業紹介、職業指導等について同様な事情による差別待遇を禁止いたしております。これも、掲げられております列記事項が条約より若干少ない面がございます。そういう点が、はたして条約との関係が技術的にどう理解されるのかという点について、なお明らかでない点があるわけでございます。

す。それから、たとえば職業安定法の中にも、いわゆるユニオンショップ、クロードショップと云うような場合を予想しまして、これは差別扱いの例外事項になっております。そういう点が差しつかえないものかどうかという点も、まだこの条約の趣旨とするところはわが国の法律の中で生かされておるわけでございますが、厳密に差しつかえないかどうかということにつきましては、なお事務的に検討を要する段階でございます。私どもとしてはそういう問題を研究させていただいておる、こういう事情でございます。

○戸叶委員 いまのお話でございますが、事務的にいろいろ明らかでない点を検討した上でということでございますので、いつごろまでにこれをお出しになる御用意があるかということ、大臣を含めて、伺いたいと思ひます。外務省のほうは、労働省から言われて、それを受けてのことでしょうか、もうお返事はけっこうです。労働省からの御答弁だけいただいております。

○早川閣下 まだこの百一十号には多少解釈上の問題点があるかと思ひます。たとえば雇用の条件で男女を差別してはならないということがこの中に入っておりますが、労働基準法第三条には男女の雇用の条件の差別待遇禁止の項目は入れておりません。これは別に悪意で入れていないのではないのでありまして、第四条で十分だという考え方であつたわけでありまして、そうすると百一十号を批准する場合には労働基準法第三条を直したほうがいいじゃないかという問題がございます。

それから政治的信条によつて、雇用の条件なり、雇用の機会に差別待遇をしてはならないという項目があります。たとえばこの百一十号を批准しておる国を見ると、ソビエト、ポーランドというやうな国があります。ソビエトではそれじや資本主義的な政治的見解を持った人が、そういう見解を表明した人がはたして自由に職業につけるかどうか、これは共產主義の国の場合には明らかにつかない。にもかかわらず、ポーランドやソビエトが

批准しておる。その辺の解釈をどう見るか。いろいろそういう問題もございまして、日本ではすでにこの百一十号に適應したやうな――むしろアメリカのように皮膚の色による差別、これはほんとうは皮膚の色による差別待遇をやめさせるということが条約のねらいであつたわけでございますが、宗教的信条とか、そういうことは欧米諸国にとつてはたいへん大事なことですけれども、日本ではこういうのは全然差別待遇がなくなつておりますし、ほかの男女の問題も御承知のとおりでございます。それから、たいして支障はないと思ひますけれども、さればといつてそういういろいろな解釈上の問題点を残しながら批准するほどいまだあつて必要な国内的、社会的な意義があるかと考えますと、これはむしろ百号条約という男女平等というはつきりした問題を批准するとか、そのほうでひとつ検討しよう、こういう考えでおるわけでございます。したがって、いつこれを批准するかという約束はできない。ただ早急にひとつ十分検討して、そういう疑義をなくして、その上で結論を出したい、こう思つておる次第でございます。

○戸叶委員 いまの御答弁でございますけれども、百号条約をさらに効果あらしめるためには、やはり百一十号条約をソビエトにしたほうがいいのじゃないかというやうな考えを私は持つものでございまして。そこで、いま労働大臣も述べになりましたことによつてもわかりましたやうに、それほど問題はないと思ひますので、なるべく早く批准をするやうに努力をしてくださるやうにございまして、そういうやうなことを期待しながら、さらに私は、重ねて申し上げます、百号条約を効果あらしめるのに百一十号も並列してやつていったほうがいいということをおし上げて、早く批准していただきたいと望みます。

それから最後にもう一点伺ひたいのは、この条約の三条に「職務の客観的な評価を促進する措置」ということがございまして、国内法にそういうやうな規定があるのでしょうか、ないので

しょうか。これはどういうことを具体的にお願いします。

○辻(英)政府委員 たいま御指摘になりました条約の第三条に掲げてありますようなことを規定したのは国内法上はございません。私どもの理解を申し上げるならば、条文にも書いてございませうに、仕上げるべき仕事に基づく職務の客観的評価がこの条約の規定を実施するに役立つ場合にはこの客観的評価を促進する措置をとらなければならぬと書いてございまして、法律的にそういうことを強制的にやれ、こういう趣旨ではないものと理解をいたしております。なお、先ほど来お話しましたが、日本の賃金体系が、学歴でございませうと、年齢でございませうと、勤続年数でございませうと、そういう職務の質、量そのものではない要素で定められておる場合が多かったわけでございませう。最近の雇用、労働事情の変化、あるいは技術革新等によりまして、逐次職務との関係による賃金というものが取り入れられつつある、こんな状況でございませう。それはそれとして、民間でも部分的に、客観的な職務の分析評価ということが行なわれておりますし、私どもとしてもそういう問題も研究はしてまいりたい、かように考えておるわけでございませう。

○戸叶委員 先ほど来の質疑応答の中で、労働大臣の今日までのいろいろな問題点はできるだけ早く指導をしながら直すというそのおことばをなるべく促進していただくことを信じて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○穂積委員 関連。——せっかく労働大臣が見えたので、ちょっと敬意を表して一言しなければならぬのですが、それで、戸叶さんに婦人の立場で細目にわたって婦人の地位向上のために質疑応答していただいたわけですが、冒頭に私はちょっとと大臣にお尋ねしたい。

それは、わが国の経済のいまの成長過程の中で資本主義の基本的な矛盾である過剰生産の問題もさることながら、これは労働省の所管ではないか

らお尋ねいたしません。問題はやはり労働力の逼迫による経済的な内部矛盾というものの、これは社会問題ともなっていくようになりつつある。そういう意味でその情勢がいままでサボっておったこの百号条約を批准するに踏み切らせた原動力になると思ふのです。そうでありませうならば、労働省としては、この条約の批准手続をとるだけでなくて、労働事情全体に対する長期の対策というものがどうしても必要になってくると思ふのです。そういう点について、一体労働省では今後のわが国の労働市場における行政をどういうふうにか、え、それに対して総合的、立体的な対策をどこでどういうふうな対策を考えておるか、それをまず第一にお尋ねしたいと思ひます。婦人の問題もその中の一環に含まれておると思ひます。

○早川國務大臣 穂積先生の御指摘のように、百号条約を批准するということは、婦人の人権宣言、地位の向上という基本的な問題にあわせまして、婦人労働力というものが、農民を除きまして、九百万人というたいへん大きい比重を占めてまいりました。今後とも労働力不足に進みまする中で、職場に入る婦人が安心して、しかも男女の差別なく賃金をもらおうという、そういう希望を持って勤労戦線に入っていく、こういう二つの大きな意味で百号条約の批准をお願いしておるわけでございませう。

全般的な雇用問題の御質問でございませうのでお答え申し上げますと、若年労働力が非常に減つてまいりまして、あと七年間、昭和五十年には百五十九万人、新規に労働戦線に入つてまいりますけれども、昭和五十年には百十万台に減るわけでございませう。一方三十五歳以上の中高年層は、寿命の伸び等に伴ひまして、十年後現在で五百万人中高年者がふえるわけでございませう。したがって、雇用全般としては、しかも損耗補充だけでも二百万人近い人が毎年必要になってくるわけでございませう。経済の成長がますます進んでまいりま

とで、若年労働力はふえない、こういう立場で二つのことを雇用政策として考えなければならなりません。

一つは、中高年者に大いに働いてもらう、そのためには、各企業の五十五歳定年なんかもひとつ延長してもらいたい、そして、中高年の人の雇用促進をするために、人材銀行も明白東京、大阪、名古屋に設けることにいたしましたし、中高年の人たちが就職するために住宅奨励金を月四千円、それを雇う中小企業に出そうということが今度の国会で御承認されましたので、あらゆる方法で中高年者が職場に入つて働いてもらおうという措置をとりたいと思ひます。

婦人につきましても、現在九百万人の雇用者であります。農民を除きまして九百万人というのはたいへんな数ですけれども、大体三分の一は婦人の労働力に依存をしておるわけでございませう。しかしながら、現在の日本の婦人の職場へ入る率は、まだアメリカやイギリスに比べて少なくてございませうし、しかも質的に違つて少なくて、現在の婦人は平均二十八歳、アメリカは平均四十歳、西欧諸国は三十七、八歳、いわゆる一たん結婚で家庭へ帰つても、また三十五歳あたりからどつと職場戦線に出ていく、そして夫婦一緒に収入を得て、家計も豊かになるし、婦人の経済にも寄与していく、これがアメリカ型、西欧型の婦人の職場への進出状況でございませう。そういう意味で託児所もつくらなければならぬし、いろいろな問題はありますけれども、何とかいたしてもらうという時代が来てるのではないだろうか、それを助成する措置が労働省としての雇用政策でございませう。現に、農村では、御承知のように、中高年の方と婦人が九〇%をこえて、労働力の基幹になっておることは御承知のとおりであります。

そういう意味で、問題は農業以外の産業におきまして、中高年、婦人という方が働いてもらわなければ、どうしても外国労働力を大量に入れなければならぬという時代が来る。しかし、一億の人口を持って、外国労働力を韓国やフィリピン、台湾あたりから大量に入れるということがはたしていいことでありませうか。少なくともここ十年間は日本の国内労働力が高賃金、高効率で、中高年の方も婦人もみんなが働く、そういうことによって、日本で生産した果実を日本国民の中で分け合つていく、こういうことが雇用対策、基本計画のここ十年にわたる一つの目標でございまして、せっかくその線に沿つて努力をいたしておるということを御承知の上で申し上げます。

○穂積委員 いまのお話のとおり、情勢の判断については私も同感であります。この問題は、実は労働省、厚生省だけでなく、政府全体の人口政策にも関連するところだと思ひます。そこで、それを限つて考えますと、いま婦人、中高年の問題が出ておるわけですが、これに対しては、ILO条約を批准するのをきつかけに、これから国内の婦人労働力の稼働率を高めるといふことについて具体的に御尋ねするのですけれども、第一に、婦人がなぜ一歩労働者意識を持って自分の生涯の目標として労働につかないかといふことですね。これはいままでの封建的な男女差別の思想性がありますけれども、生活の環境が整備されてないといふことです。いま託児所というものもその一つの例としてお話がありましたけれども、これは特に高賃金によつて婦人を引き出すといふことだけでなく、やはり決定的なものには、社会施設が問題だと思ひます。特にそれは自由主義諸国と社会主義諸国の労働体制を比較してみますと、そこに大きく問題があるわけですが、単に意識を高め、賃金が高いから、高賃金を誘ひ水として婦人を労働につける、こういうことではなくて、遊休労働力というものは、各家庭の中にまだ相当なわけです。そういうものを引き出すための具体的な方策というものがこの際なければ、この条約を通すということによつて、いまの労働事情に対応する政策としては、はなはだしく欠陥があるのではないか。やはり立法、条約にたよらないで、もっ

ことを援助する社会的な施策、特に婦人が家庭を持っており、育児の責任を持っておることとを配慮いたしましたところの社会的施策といたしまして、やはり一番重点的なものは託児施設であるようにございます。これは経済体制のいかんを問わず、いずれの国でもそこに重点を置いているようにございます。わが国の場合は、現在働く主婦の子供たちを預かる保育施設が全国に一万一千カ所ほどございまして、それに約八十万の子供たちが収容されていると数字の上では出ておるわけでございます。これを諸外国と比べますと、たとえばアメリカ、イギリス等では比較的保育所の数は少ない数字が出ております。いま正確な数字はございませんが、アメリカ、イギリス等は日本と比べるとかなり少ない。これに對しまして、北歐諸国はややその割合が高いのでございます。そ

は何でもないこととてすけれども日本ではかき子という問題もございます。託児所がないから非常に困るという問題もございます。もう一つは、家庭生活の合理化がなかなかできておられない。アメリカその他のように、冷蔵庫に一カ月分ほりり込んでおいて、食事をする場合にはすぐ冷凍を戻す。ところが日本の主婦は毎日小売り店に買いものに行くという習慣がございます。ですから、これは社会生活全般の変革というものと相応しななければなりません。労働省としては、大きい方向、婦人にもっと働いてもらわなければならぬという方向に治いまして、いま局長がお答えしましたように、託児所の設備も増強していく。

それからパートタイム、家庭を持ちながら働くには非常に団地の奥さんなんかパートタイムが、案外受けておりまして、非常に進んできておりま

○福田委員長　速記をやめて。
〔速記中止〕

一つとして婦人労働を動員することを考えて、し

れただけの効果があるかというところです。すでに民間におきましては、この条約、法律の有無にかかわらず、必要に応じて待遇のレベルアップをしておるわけですね。中小企業はそれに押されてきておるわけですね。すべてそういう傾向になってきておるわけですね。これを通すことによって、それがどれだけ促進されるか。国内法においてはすでに労働基準法に規定があるわけですから、国内法の新たな立法または改正は必要としないわけですね。そうすると、一体何が残るかということですね。ILOを批准することによって、どれだけの実効がここにあらわれてくるかということになると、はなはだしくたよりない話だ。ただ情勢が准んできた、しかも名目は男女同権、基本的人権の尊重だ、こういうことがうたい文句になっており

ますが、実際は人権の尊重、性別の法の差別を撤去することよりは、労働者としては労働力の実効、生産性を問題にしておるわけでしょう。そうでありますなら、この条約を批准することによって、一体日本経済、日本国民に対して、あるいは婦人労働者に対して、国会並びに政府はどれだけの功績を果たしたかということ。実効は何もないじゃないか。そうなること、あとは行政指導でしょう。一体新たに通すことによって、通さなければならなかった行政措置が、どういうことが用意されておるか。観念的な自己満足にすぎないのではないかと、私は賛成する者として自己批判しておるわけ。特に責任のある労働大臣、局長は、名目だけ通して、通した、通した、労働者にとって理解ある労働省である、そんなことは何の役にも立たないということでございます。

それからもう一点、ちょっとさっきの労働者の生活環境の改善の問題です。これは法律ですべきことではありませんが、指導——どうせ指導ですけれども、男女平等の問題、住宅並びに託児所の職場中心主義というものについてお尋ねいたしました。三問として、いま進歩的な情勢を展望しておる会社におきましては、思想的に別として、労働力の生産性を高めるために、合理化するため、週五日、一週間に休暇二日制度が随所に出かかってきておるわけですね。これに対して労働省は一体どういう考え方を持っておられますか。私は、ぜひ労働省は、むしろこれを促進、奨励する立場で指導していただきたい。

それからもう一つは、先ほど婦人局長から、出産、育児に対しての婦人のための特別休暇期間云々ということ、あるいは婦人のための生理休暇というようなこともありましたけれども、男女を含めまして、やはり年間有給休暇の日数、これは週五日労働の問題とあわせて、ぜひ、わが国においては会社、企業別でばらばらになっておりますから、これを一ぺんに一律に指導することはできないでしょうけれども、やはり週二日の休業のほかに、年間通じて有給休暇の期間を延ばす。たとえば労働力のいま一番少ないイギリス、フランスあたりを見ましても、一カ月は完全な有給休暇を八月一ぱいとおるわけですね。たとえば代表的な工場、ルノーの工場にいたしても、それは過剰生産だから遊ばしておくとはいえ決してそうではない。需要はふえておるにかかわらず、八月なら八月、とにかく継続した有給期間、年間一カ月というものは、日本よりはるかに労働力不足を訴えておるヨーロッパにおきましてもほとんどとおるわけですね。日本はこれがさっぱり行なわれていない。ですから、最初に私がお尋ねいたしました三つの具体的な問題、その中にこの休暇の問題を入れて労働省の御方針を伺いたいわけ。私は具体的な提案をしておりますから。

それから最後に、いまこの条約を批准することによって、国内法におきましては何らの違いはないわけ。立法もしなければ改正も必要としない。すでに空文ながら労働基準法にうたわれておる。これを通すという以上は、これによって法の改正は必要としないにいたしましたが、行政指導の面で躍進しなければ、この条約を通しても、から念仏ではないか、自己満足ではないかという自己批判を私はしておりますから、それに対して第四問でございますが、あわせて一括してお答えをいただきたい。

○早川国務大臣 具体的な問題は局長からお答えさせますけれども、ILO百号条約を批准することによる積極的意味という御質問でございます。これは率直にいいまして、婦人の平等参政権とともにILOでは婦人の人権宣言と考えておるわけでありまして、これを来年、国際人権イヤーに日本が批准するというところによる国際的なILOにおける評価というところはもちろん、地位の向上ということはもちろんでございます。国内の面では、日本国民は非常に条約というものを重んじます国民でございます。そういう関係で、この条約批准によりまして、特に法律上抵触する法律はございませんが、広く働く婦人の男女平等ということ

国民に周知徹底し、それによる企業内あるいは官庁内その他の面における婦人の地位向上という大きい一つの精神的刺激になろうかと存じておる次第でございます。なお、この百号批准に伴いまして改正する必要は国内法ではございませんが、この精神を引き伸ばしていきましますと、いろんな問題が展開してくるのじゃないでしょうか。これを契機として、産前産後の有給休暇の問題も出てきましようし、託児所の増設問題も出てきましようし、その他予測しない広がりを持って、この婦人労働者の福祉向上に、法律の面もあるいは行政の面も前向きの影響を、ちょうど池へ石を投げたように波紋が広がっていくことを心から期待をいたしておるという次第でございます。

○高橋(展)政府委員 保育所の件につきまして、事務的にふえんいたします。企業の中に、企業中心に保育所を設けてはいかかという御提案でございますが、現状といたしましては、先ほど申し上げました一万一千ほどの保育所の大部分は公立のものでございます。地方公共団体が設置しているものもございまして、企業が設置しているものもございまして、企業は設置いたしておりますのは一千に満たない、そのように理解いたしております。これは主として経済的な事情にもよりまして、また、保育を希望する母親側の立場といたしまして、特に大都市におきましては、先ほど御指摘のような交通難の問題もございまして、幼児を職場の保育施設まで連れていくことに非常に困難がある。したがって地域に保育施設がほしい、このような希望を強く反映しているようでございます。しかし、もちろん企業によつては立地条件等によりまして保育施設を設置することを進めているところもございまして、また労働省といたしましては、企業でその企業の中に福利厚生施設として保育施設を設けたい向きに對しましては、雇用促進事業団の融資を通しまして、これを援助するというような方策もつてその拡充にもつとめていくところでございます。

○村上(茂)政府委員 御指摘の中に通勤時間とかいろいろ労働に密着する関連した問題について御指摘がございました。労働省といたしまして、そういう関係については従来とも関心を持っておりまして、たとえば、これは全国的なものじゃないかもしれませんが、京浜工業地帯につきまして地域別労働者生活環境調査で通勤所要時間を調査をいたしたいということもございまして、深甚な関心を寄せておる次第でございます。また、昨年労働者持ち家政策を大臣が提唱いたしました、それについての答申をいただきました際にも、住宅そのものの問題よりも通勤距離の問題を十分考慮すべきだという答申をいただきました。しかもこの問題は首都圏整備の問題その他いろいろ広範な問題と関連いたしまして絶えず考慮し、推進しなければならぬ、こういうような考え方には私も私も全く同感いたしておりますのでございまして、それを抽象的な形で進めるのじゃなくて、いま申しましたようにいろいろな調査資料等も基礎にいたしまして、さらにこういって考え方を私も検討し、進めていきたいというふうに考えております。

また、週休二日制の問題等のお話がございました。これについても、私も週休二日制採用の企業につきましてその実態を調べておるわけでございます。また、逐年増加傾向にございます。ただ、各種の産業の中で週休二日制度をとりやすいものとしからざるものと、いろんな事情がありますので、これを権力的にどうこうするというのはなくして、できるだけ指導、奨励といった形で伸ばしたい。そのために具体的な実施例等を紹介いたしまして、啓蒙、普及につとめていくということでございます。

しこうして、週労働日が五日になったという場合に年次有給休暇をどうするかというような問題がございまして、これは別に法定の有給休暇を与えなければならぬことは当然のことでありまして、しかしながら、これを十分に活用しているかどうかという点につきまして、遺憾ながら有給休

す。すなわち、穀物協定に関する覚え書きの食糧援助に関する条項は留保した。そうしてこちらの政府の意見が通ったのだ、こういう報告でございまして、実際には援助をすることはきまつておるのじゃないですか。政府はすでに閣議で決定しておるわけでありまして、大臣にお尋ねしたいのですが、五月中旬ごろの状況では大体財政援助が通るんだ、こういうふうに政府はたしか考えておったと思うのです。ところが、最終的には今度は五%という援助の金額を認めております。そして、大臣もおっしゃておられますかなりの部分、半額以上のものは米及び穀物で援助をする。もちろん、それは覚え書きについては留保はしたけれども、実際には援助する、こういうことになったのでありまして、その間の経過ですね、これはやはり大臣として責任がある答弁が必要であらうと思うのであります。この点についての答弁をお願いいたします。

○三木國務大臣 これは、堂森さんの御指摘のように、最後までもめた点であります。日本の立場は、こういう二点にあったわけですね。一つは、やはり商品協定の中に食糧援助をきめるということとは筋が通らぬではないかという筋論。筋論と実論とが違って、実論論というのは、日本は小麦を輸入している大輸入国です。それが小麦で食糧援助するというのはおかしいではないか。ことに日本が関心を持っておりますアジアは、主要食糧は米ではないか。こういう、筋と実際との立場から日本は反対しております。ところが、各国が援助するわけですから、各国ともなかなか最後まで日本の立場、日本だけがそういうふうな留保をして、肥料や農機具を主としてやろうということでは、われわれ国会に批准を求める場合に、そういう日本の立場というものを認められるなら、われわれもそういうふうにしたいというふうな意見が出てきて、なかなか認めにくいというふうな国際的な世論が起きてきてまして、日本は初めから食糧援助はしようというわけですから、五%のシェアは、日本のような先進国の人道的な責任であるとい

いうことで、援助しようとしておったので、そこで最後には米ならいたしましよ、小麦は入らぬで、米その他の雑穀、そして、二国間で話し合いをするわけですから、肥料とか農機具とかいう資材が、先方のほうから要請があったら、それもないとしますというところで、結局は、日本としては、小麦と現金というのがたてまえですから、これは断わったわけですね。そして留保したわけですから、商品協定の中に食糧援助を入れるのはおかしいという留保は認められた。しかしその中に、日本の言っておった立場では、日本の関心を持っておるアジアでは、常食は米ではないかという従来主張もありましたので、米その他の雑穀といふところまでは日本の意図を明らかにすることが、これをまとめる上に必要であるといふので、少しこれは譲歩であります。しかし、有効な食糧援助をやるといふ意思は持っておたのでありますから、この程度の国際的妥協は、堂森さんもお許しを願えると思つて、これに踏み切ったわけでございます。

○堂森委員 時間がございせんから、終わりますが、そうしますと、将来東南アジアの諸国に食糧援助をやっていく場合に、日本独自だけできめましか。あるいはガットの事務局等と相談をするといふようなことでやっていくのか、どういふ方法が考えられておるのでありますか。

○三木國務大臣 これは二国間で相談いたしましたので、国際機関に日本が報告をするということになります。

○堂森委員 そうしますと、日本が独自できめて、その報告を事務局にやる、こういうことでございませぬ。——けっこうです。

○福田委員長 本件に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○福田委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○福田委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

○福田委員長 次に、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

先ほど質疑を終了いたしましたので、これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本件を承認すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○福田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両件に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福田委員長 次に、旅券法の特例に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。堂森芳夫君。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕
○堂森委員 昨年の五月に行なわれました第九回

日米協議委員会における旅券発給についての合意が行なわれたのであります。その合意書を資料として、次の委員会に提出されたいと思ひます。これをまず要求いたしておきます。

今回のこの旅券法の特例に関する法律案は、今日まで諸外国に行つておる沖繩の人たちの経験として、一体どここの国籍を持った人々であるか、非常にあいまいなような待遇を受けてこられたのが、われわれの同胞沖繩の人たちであつたのであります。これがはっきりと日本人であるといふ国籍が明示されたパスポートを持つて、海外に進出あるいは旅行ができる、こういうことになりました。これは、私はある意味では唯一の大きな進歩的といひますか、意義であらう、こういうふうに考えるのであります。

そこで私はまずお尋ねをいたしたいのでございます。この旅券法の特例に関する法律案は、もちろんわが日本国の法律であります。この法律に対応する立法を、沖繩政府においてもやはり行なわなければならぬだろう、当然のことであります。そうすると、沖繩政府ではこれを特例法として制定をするのであるか、あるいは従来から海外渡航を扱つてきた米国民政府を布令第百四十七号、すなわち、琉球住民の渡航管理を扱つてきたこの第百四十七号の布令を一応改正してやっていくといふことになるのであります。どうか、どちらでございませうか。

○内藤説明員 お答えいたします。まず、米側のわがほうの特例法案に対応する措置といたしましては、随時アメリカ側と話し合ひてきておりますが、御指摘のように、米国民政府布令第百四十七号というものをよりまして、現在身分証明書というものを出示しておりますが、その一部につき補足ないし改定ということが行なわれまして、それに見合う措置がとられるということに話がなっております。

○堂森委員 旅券に関する合意が成立した当時、高等弁務官、アメリカの民政府では、いろいろな沖繩の人たちの出入国管理についての高等弁務官

の権限等についていろいろな発表があったと思うのでありまして、その当時のそうした民政府の声明等、発表等を読んでみますと、今回、旅券の特例法として沖繩の人たちのパスポートの発給についての特例ができたわけでありまして、従来どおり、最終的には民政府の出入国管理の権利というものは従来と全然変わらぬのだ、こういうふうな声明しておつたと私は記憶しておるのですが、それに相違ございませんね。

○山下説明員 旅券の発給については、新しい問題についてわれわれは話し合いましたけれども、米側が従来から持っておりまして出入国管理権というものは全然変化がない、従来どおり行なわれておるといふことであります。

○堂森委員 そうしますと、最終権限はやはり民政府が持つておつて、端的に言つと、今回は日本の外務省が従来やつておつたことを南方連絡事務所がこれを扱う、こういうふうな特例でなつておるわけですが、従来同様民政府がその出入国管理権は持つておるといふことは変らぬのであるから、ある意味ではかえつて事務は複雑になるというふうなことになるのではないですか、いかがですか。

○山下説明員 旅券のほうは渡航文書でありまして、出入国管理権は実際に入つたり出たりするのを管理するといふことで性質が若干違ふと思うのでありまして、いままでは米民政府のほうで出入国管理権と渡航文書を一括してやつておりましたから、ある意味では若干手数がかかるというふうになると思ひますけれども、沖繩住民が実際に海外に行つたときに今度は旅券で非常に便利になるという点からこれは必要だといふふうに判断しております。

○堂森委員 私は、あなたが答弁されました沖繩の人たちが海外に行つて日本政府のパスポートをちゃんと持つて、そして日本国民であるという証明を持つて海外に行かれる、それが今度の特例法の非常に大きな意義である、こういうふうな認めわけですよ。否定をしておるものじゃないので

す。賛成なのであります。しかし実際に、しからば今度の特例法によつて沖繩の人が海外に出ようとするときに、パスポートを申請してもらふまでの経過を具体的に一べん言つてみてください。私はよくわからぬのです。

○内藤説明員 御説明申し上げます。いまおっしゃいましたように、従来は先方が身分証明書といふものを発給しておつた。それと出城の許可といふものが一緒になつて一本になつておるから、今度は手間がかかつて沖繩住民はかえつて不便を感じるのじゃないかという御質問がございましたが、その点につきましては、われわれ米側と折衝する段階におきまして、従来以上にかからないといふ点を非常に重点を置いてやつてまいつたわけでございます。

まず手続について具体的に申し上げますと、沖繩において旅券を取得しようとする沖繩住民は、まず琉球政府の出入管理庁というところに参りまして、出城の許可の申請をいたします。それは従来沖繩住民がいわゆる海外渡航の身分証明書を取得する際に出していたと同じような申請書でございます。それを琉球政府出入管理庁に提出いたします。それによりまして申請が終わつて、それに対してオーケーになつた者は、わがほうの南方連絡事務所のほうにその書類が回付されてまいりまして、その時点におきまして申請者は南方連絡事務所のほうに旅券の申請に参るといふことでございます。したがっていまして、手続から申しますと、その出城許可の書類が回つてくる時点におきまして、われわれのほうで旅券そのものの申請を受け付けますといふことであります。それによりまして旅券の手続をして本人に交付するといふこと。

それから、いまおっしゃいました、従来よりはなほだしく不便をかけるのではないかといふことにつきましては、われわれが配慮いたしました点といたしましては、従来の米側から出されておる身分証明書といふものは、すなわち沖繩本島のみならず、地方においても受理する手続が認められておりましたので、なるべくそのような措置、す

なわち簡易化措置といふものをくずさないという方針でありましたので、たとえば出城許可の申請といふものにつきましても単に沖繩本島的那覇においてのみならず、その他の地域においても、渡航といふものですから、出城の許可申請はなし得るといふことに相互に話し合つてきておるわけでございます。

○堂森委員 もう少し詳しく言うてもらふねとわからぬですよ。たとえば私が沖繩の人である、そうしてまず海外に出ようとする、琉球政府のほうへ、海外に、アメリカならアメリカに行きたい、こういう申請をするわけですね。そうすると、琉球政府の独自の判断で南方連絡事務所にいくのですか、それではないでしょうか。やはり民政府の許可をもらふのでしよう。同意を得て、オーケーが来たならばそれを南方連絡事務所に回付するのですか。それから今度は、申請する人はオーケーが来たかどうかわからぬでしよう、聞きに来るのですか、どうなんですか。

○内藤説明員 それは通常の手続といふんです。出城の許可申請をした時点からはばの日数というものがあつて、慣行によつてさまざまです。従来日本本国において旅券の交付の際におきまして、あと何日以内に申してくだされといふようなことで、それは慣行的に大体何日くらいいたところから出入許可がこちらに回付されておるといふ時間の見通しができますので、その時点で本人が二度、三度出頭しなくて済むように手配いたしました、そういうふうなことを、実際にそういうふうな処理したいと考えております。

○堂森委員 もう少し聞きますよ。どうもはつきりしないんですよ。私が申請をして、出たい、琉球の民政府からオーケーをもらう、それはわかります。そのときにもう一べん聞かなければならぬでしよう。本人は、琉球政府にオーケーが来たでしようかと聞く。そして出たといふと、今度は南方連絡事務所に旅券の発給をお願いする、こういうことでは。そうではないでしようか。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

○内藤説明員 実際のところは、本人がまず申請をした。すなわち沖繩琉球政府出入管理庁にそのことを照会することはいくらも可能でございます。そこですなわち出城許可に対して許可が出たという確答を得て、わがほうの南方連絡事務所に参つてもそれはできます。ないしははばの時点を見計らいまして、本人が南方連絡事務所に参るといふことも、実際の慣行としては、大体あと三日で出城許可が出るということになつております。その時期を見計らつて参るといふことで、本人に再々手間をかけないで済むといふふうな考へております。こういうふうな思つております。

○堂森委員 いや、はつきりせぬですよ。三日で、きまつておるか、四日でオーケーがおりるかわからぬと思うのですよ。だからそんなことあなた隠さぬでもいいです。どうせ向こうには施政権はないのですから。だから旅券の発給だけが南方連絡事務所の権限でできるということとは当然なことと思うのです。でありますから、いまの段階では——われわれはそれがいいと言つておるわけではないのでありますが、現実はどうだと思ひます。そういうことでありますから、沖繩の人が海外に出るときには非常な不便がある。あの意味では、逆に不便になつてくるのじゃないか。もちろん大きな利点があることは私認めるわけですが、そういう手続上は前よりはかえつて複雑になつてきて、手数がかかり、行つたり来たり何べんもしなければならぬ、こういうふうになるのじゃないかと思ふ。私は経験があるのです。たしか昭和二十四年か五年ですが、ヨーロッパに行つたことがあるのです。日本の政府には当時権限がないのですから、GHQに行つて、その当時はへたな英語で交渉をして、そして判こをもつて、それから日本の外務省からもつた。當時ほとんど国会議員も行つていないころでした。おそろしく私が行つたのははしりだつたと思ふのですが、昭和二十五年のたしか八月か九月だつたと思ふのです。それと同じことになつて、何べんも

足を運ばないとオーケーがこない、そういうことになるのじゃないか、こう思いますので、この点が幾ら法文を見ておってもどうもはつきりしませんから、お尋ねしておる。もう一ぺん答弁してください。実際申請した場合に、どういうふうな申請のしかたをしてパスポートをおろすようになるのか、もう一ぺんよくわかるように説明してもらいたいと思います。

○山下説明員 沖縄の住民の方が旅券を申請いたす場合に、琉球政府のほうに申請をいたします。

そうすると、それが結局アメリカの民政府のほうに回りまして、そこで許可されるということになるわけですね。いままでだと、琉球政府の窓口なり民政府なりで許可が出たかどうか確認する。そこは今度も同じになるわけです。それで琉球政府の許可を得る、民政府の許可も得たということ、

それで旅券を申請する。そうすると、確かに御指摘のように旅券をもう一回もらいにくいという事務は重なるわけです。従来だと、民政府の許可が出たというところで、民政府の身分証明書というものを琉球政府から受け取る。ただし、その旅券をそこで得るということは確かに手数でありますけれども、実際に沖縄の方たちが現在まで旅券を得るためには、一回日本に来て、それからまた旅券をもらう、もしくはアメリカの民政府で身分証明書をもらって、それから外国の公館、領事館なりにもらうということから考えますと、今度の制度によって非常に簡便になると私たちは確信しております。

○堂森委員　それでは、この法文に関連して具体的に少し答弁を願いたいのですが、第二条の第二項の「前項の場合において、旅券法」云々「申請をする者のうち、沖繩の法令に基づいて発給された沖繩の出域許可に関する書類の添附を必要とされる者にあつては、こゝう書いてありますね。これは「のうち」云々の旅券の発給、すなわち訪問国の申請あるいは変更等の「申請をする者のうち、沖繩の」とあります。「のうち」云々、こゝあるのは、これはどういふ人たちが当たるのですか。

○山下説明員 この特例法におきましては、単に沖繩に住んでおられる住民の方たちだけでなく、たまたま本土から沖繩に行つて、そこで旅券を必要とするという人たちに對しても、沖繩で旅券を出せるということになっておりますので、その人たちは一々出城許可というものは必要ありませんので、その申請されるうちで、特に出城許可を必要とされる沖繩に本籍のある人とか、沖繩に三年以上、五年とか六年とか長く住んでおられる方、そういう方たちに対しては必要だ、こういうことをこの条項に書いておるのであります。

○堂森委員 そうすると、沖繩に住んでおる人たち、こういう意味ですね。

○山下説明員 ええ、そういうことです。

○堂森委員　それから、たくさん聞きたいことがあるのです。

この法律の中で第六条です。この第六条に「政令で定める」というところがありますね。それから第七條に、詳細は、「外務省令で定める。」あるいはまた附則の第七項の最後のほうに「当分の間は」と「当分の間」というのは、どういふことですか。「当分の間、政令で定めるところにより、こゝういふようになっている。政令にまかすというのが、非常に多いですね。こゝういふ点について、もうすでにそれは、その大綱はきまつていなければならぬと思います。

それについての説明を願いたい、こう思います。それからもう一つ、施行期日ですが、公布の日から起算して一カ月間となっている。大体公布の日というのはいつを予定しておるのでありますか。これもあわせて答弁をしてもらいたい、こう思います。

○内藤説明員 お答えいたします。
まず、政令で規定するものにつきましては、おっしゃるようにはぼその大綱ができておりまして、二つの点、すなわち、第一は権限の委任ということを考えておりまして、すなわち、沖縄における旅券事務を円滑に行ない得るがために、条文よりはむしろ内容で申しますと、たとえば旅券法

第十九条一項の旅券の返納命令をかけるとか、あるいは同じく第十九条の旅券が返納された際において旅券に無効印を押してそれを還付するとか、そういうようなことが現在外務大臣の権限になっておりますので、ほぼそれに類するような事務につきましては、一々外務大臣が手続をするということは煩瑣であり、かつ、能率的でもございませんので、そういった点を規定するというのと、さらには、手数料というものにつきましても、政令で規定すると旅券法でうたつてありますので、沖繩におきましては円貨で支払うことができませんので、ほぼ旅券法で現在徴収している手数料に見合うドル貨、米貨をもって徴収することになりますので、それについてもそれぞれのたとえば一般旅券の発給でありますとかあるいは出城旅券の発給など、そういった項目につきましてそれぞれ額を定めるといふようなことを政令では規定するつもりでございます。

次には、第七條の省令に

の委任という項につきましては、たとえば現在の旅券の申請書というものの様式について、すなわち、旅券申請書の様式というものの、あるいは沖繩の特殊事情といたしまして、今回の法律で認めました本人が出頭しない場合においてはどのような申請の手続を経ればよろしいかという点などについて定める必要がございますので、そういう点点について規定するということ、あるいは旅券の交付の際におきましても、本人の出頭の場合によつては免除し得ることになっておりますので、どういった人がどういう手続をもつてすれば、すなわち、どういう書類を提出することによつてそれができるかといったようなこと、あるいは法第五条に掲げておりますところの「沖繩に居住する者で外務省令で定めるもの」といったことはどういうものをさすか、そういったようなことを省令の上で規定するつもりにしております。

それからさらに公布の点につきましても、実際の旅券事務を今行なうことにつきましては、いろいろ米側との打ち合わせだとか、円滑に行なう

必要がありますので、まず「公布の日から起算して三十日」ということで、実際にはほぼ七月から起算しまして、法律制定の日から三十日以内に公布することにより、さらに三十日ということ、十分な時間を置いて円滑に行ないたいということ、でございますから、九月に入るだろうと考えます。

それから一番最後の附則についての「当分の間」ということは、はっきり時点はきめてございませ

ん。

○堂森委員 きょうは時間がございませんので、次の機会にまた引き続いて質問することにいたします。

○福田委員長 次会は、七月七日金曜日、午前十時より理事会、十時十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散會